

# 令和5年第4回定例市議会追加提出議案

(12月19日提出)

藤井寺市



目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案)		
6 4	藤井寺市手数料条例の一部改正について	1
6 5	藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	5



議案第 6 4 号

藤井寺市手数料条例の一部改正について

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 7 号）の一部が施行されることにより、戸籍の広域交付等の新たな証明書の交付事務が令和 6 年 3 月 1 日から開始されることを受け、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市手数料条例の一部を改正する条例

藤井寺市手数料条例（昭和35年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表2の項を次のように改める。

2 戸籍法（昭和22年法律第224号）関係

事 務	単 位	金 額
(1) 第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1 通	4 5 0 円
(2) 第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	1 件	3 5 0 円
(3) 第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）第1条の2に規定する方法に限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報通信	1 件	4 0 0 円

<p>技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>(4) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>1通</p>	<p>750円</p>
<p>(5) 第12条の2において準用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>1件</p>	<p>450円</p>
<p>(6) 第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同</p>	<p>1件</p>	<p>700円</p>

<p>項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>(7) 第48条第1項(第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付</p>	<p>1通</p>	<p>350円 ただし、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第66条第2項に規定する届出の受理の証明書について、請求により同規則で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1,400円とする。</p>
<p>(8) 第48条第2項(第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧又は第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧</p>	<p>1件</p>	<p>350円</p>

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。



議案第65号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月19日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

出産被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減措置に係る規定において、文言の整理その他所要の改正を行うものである。

## 藤井寺市条例第 号

### 藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「又は第13条の8」を「若しくは第13条の8」に、「第19条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「第19条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「とする。）又は」を「とする。）若しくは」に、「又は特例対象被保険者等となった日」を「若しくは特例対象被保険者等となった日」に改め、同条第2項中「又は第13条の8」を「若しくは第13条の8」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「第19条の3第1項に定める第13条若しくは第13条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第19条の4第1項中「掲げる場合を除く）」を「掲げる場合を除く。）」に改め、同条第2項中「及び第3項の規定は」を「の規定は」に、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に、「及び第3項の規定中」を「の規定中」に改め、同条第4項中「基礎賦課額」を「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」に改め、同条第6項中「及び第3項の規定は」を「の規定は」に、「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に、「及び第3項の規定中」を「の規定中」に改め、同条第8項中「基礎賦課額」を「出産被保

険者がある場合」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）がある場合」と、「基礎賦課額」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。